

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所（再処理設備本体等）の使用前事業者検査の実施方針についての面談

2. 日時：令和2年8月25日 13時30分～15時40分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、村尾企画調査官、早川上席原子力専門検査官、千葉管理官補佐、中田上席原子力専門検査官、館内主任原子力専門検査官、柳原子力専門検査官、清水検査技術専門職、岡田技術参与

核燃料施設審査部門 古作企画調査官

日本原燃（株）再処理事業部 事業者検査課長 他2名

5. 要旨

○日本原燃（株）から、本年8月4日の面談を踏まえ、見直した再処理設備本体等の使用前事業者検査の実施方針について、資料に基づき以下の説明があった。

- ・設備の健全性の評価を検査前条件としていたが、検査として評価することとした。
- ・既設設備に係る過去の検査記録等の確認による検査の実施フローを整理した。
  - －過去の検査記録の採用に当たっては、設備の健全性を確認した上で記録等の有効性を判定する。
  - －過去の検査記録が有効でなく、実測等が出来ない場合、設備・機器の劣化事象、対象部位及び保全状況を確認し、現時点での設備の健全性を評価し、代替検査の実施を検討する。
  - －併せて、機電設備の例として、検査項目ごとに検査実施方法（記録確認検査、代替検査、実検査）の例（別紙2）を示した。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・資料の3.「使用前事業者検査の実施方針」（2）既設設備の実施方針の「過去の検査記録等の確認による検査の実施フロー」において、代替検査の一つとして設備の健全性の評価が記載されているが、検査方法の設定の前段階で、健全性の評価に関する考え方の整理をする必要がある。また、健全性の評価においては、設備機器毎の劣化事象及び劣化部位等を整理したうえで、評価方法等を設定するなどの基本的な概念を明確にすること。
- ・資料の別紙2にて検査項目ごとに検査実施方法例が示され、実検査を基本とする旨の説明があったが、どのような場合にどのような条件であれば記録確認

検査とするのか、検査実施方法の設定の考え方が不明確であるので、明確となるように整理を行うこと。

- ・資料の2.「使用前事業者検査の項目および方法の決定方針」に記載されている様式－1～様式－9の整理の状況については、検査工程にも影響する可能性があることから次回面談において当該様式の整理の進捗状況を説明すること。

○日本原燃（株）から、承知した旨回答があった。

## 6. その他

資料：再処理施設の使用前事業者検査の実施方針について